

1. 自転車・歩行者の交通安全の取り組みと自転車走行指導帯の設置を

開成町では、町内の道路交通環境や交通事故の特徴を視野に入れ、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間に講ずべき施策の大綱として、「第 10 次開成町交通安全計画」を定めた。本計画の目標として、年間負傷者数を平成 32 年度末までに 40 人以下、事故発生件数を 40 件以下にすることを目指すと明記されている。

第 3 章「道路交通安全のための対策」の現状及び課題では、1、高齢者及び子どもの安全確保、2、歩行者及び自転車の安全確保、3、生活道路及び幹線道路における安全確保、4、町民一人ひとりの意識改革、5、地域ぐるみの交通安全対策の推進の 5 つの項目が示されている。

また、重点項目として、（1）通学路等における交通安全の確保（2）開成町事故ゼロプラン（3）子どもと高齢者に対する様々な交通安全教育を推進していくとある。

そこで次の 3 点について伺う。

- ① 「第 9 次開成町交通安全計画」の成果とその評価は。
- ② 「第 10 次開成町交通安全計画」において新たに実施した交通安全対策は。
- ③ 事故が多い町道に自転車走行指導帯を設置しては。

2. 働き方改革の一環としてのテレワーク推進、その環境整備に資するオフィス改革を

近年では、長時間勤務の問題や心身の健康不安を抱えた職員の割合が増加するといった問題がある中、職員が過度のストレスを溜め込むことなく、健康で意欲的に職務を行えるような環境設備に努めることが急務である。

人事院及び総務省は、テレワークを導入する際の考え方等を示した「現行制度下でのテレワーク実施に関する考え方（指針）」を発出した。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、子育てや介護などライフステージに応じた柔軟な働き方の実現をめざし、職業人として生き生きと意欲的に職務に従事することが出来るような環境整備の推進に取り組んでいる。

本町においても効果的・効率的な行政運営を実現するためには、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮させることが重要である。このような観点から、職員が場所や時間の制約を受けずに業務遂行が期待できるような業務については、働き方の選択肢のひとつとして推進し、より柔軟な働き方を実現することが必要と考える。

そこで、働き方改革の一環として、これからのオフィス改革をどのように考えていくのか伺う。